

〔沿革〕 平成17年12月本部訓令第29号

交通取締用自動二輪車乗務員の指定及び訓練に関する訓令を次のように定める。

交通取締用自動二輪車乗務員の指定及び訓練に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察における交通取締用自動二輪車乗務員（以下「白バイ乗務員」という。）、全国白バイ安全運転競技大会出場候補者（以下「白バイ特別訓練員」という。）及び同特別訓練員の指導に当たる訓練指導員（以下「白バイ特別訓練指導員」という。）並びに国際女子ロードリレー等の先導等に従事する女性白バイ特別訓練員の指定及び教育訓練について必要な事項を定め、もつてその適正な任用と技能の向上を図ることを目的とする。

(白バイ乗務員の指定及び指定解除)

第2条 隊（署）長は、白バイ乗務員の指定及び指定解除を行う。

2 隊（署）長は、白バイ乗務員養成訓練（これと同程度の訓練を含む。）を修了した者で、かつ、大型二輪技能認定2級以上に合格している者の中からこれを指定するものとする。

(白バイ特別訓練員等の指定及び指定解除)

第3条 白バイ特別訓練員、白バイ特別訓練指導員及び女性白バイ特別訓練員の指定及び指定解除の発令は、別に定めるところにより本部長が行う。

(訓練の種別)

第4条 訓練は、次のとおりとする。

2 通常訓練

(1) 白バイ乗務員養成訓練

白バイ乗務員として必要な基礎的知識及び技能を修得させることを目的に「白バイ乗務員養成専科」としてこれを行う。

(2) 白バイ乗務員現任訓練

現任の白バイ乗務員に対し、より高度な知識及び技能を修得させることを目的に、次の区分に従いこれを行う。

ア 白バイ乗務員現任専科

署の乗務員に対し、おおむね2年に1回実施する。

イ 白バイ乗務員ブロック別訓練

署の乗務員に対し、ブロック別におおむね年2回実施する。

ウ 随時訓練

署長から訓練要請があつた場合及びその他本部長が特に必要と認めた場合に実施する。

3 特別訓練

白バイ特別訓練員及び女性白バイ特別訓練員に係る強化訓練をいう。

(訓練指導)

第5条 訓練指導は、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 通常訓練及び女性白バイ特別訓練員に係る訓練

交通機動隊の訓練指導担当者（千葉県警察交通機動隊の運用に関する訓令（昭和48年本部訓令第16号）第6条に規定する訓練指導担当者）がこれを行う。

(2) 特別訓練（女性白バイ特別訓練員に係るものを除く。）

白バイ特別訓練指導員がこれを行う。

(訓練の実施)

第6条 訓練は、その種別に応じ別に定める計画により実施するものとする。

(推進部会)

第7条 白バイ乗務員等の訓練の充実強化を図るため、県本部に白バイ訓練推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 交通部長
- (2) 副部会長 交通部参事官
- (3) 部会員 交通部各所属長

3 部会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 白バイ特別訓練員、白バイ特別訓練指導員及び女性白バイ特別訓練員の本部長指定に係る推薦に関する事。
- (2) 訓練計画に関する事。
- (3) 女性白バイ特別訓練員の運用に関する事。
- (4) その他部会長が必要と認める事項

4 部会は、部会長が招集し会務を統括する。

なお、その審議事項によつては回議によることができるものとする。

5 部会長は、必要と認めるときは、部会に部会員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

6 部会の庶務は、交通機動隊において処理する。

附 則

この訓令は、昭和63年6月3日から施行する。

附 則（平成17年12月20日本部訓令第29号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。